

○北海道警察名誉師範の称号に関する訓令

北海道警察本部訓令甲第9号

昭和42年5月23日

改正 昭和56年12月18日警察本部訓令第14号、平成元年12月27日第26号、5年9月24日第10号、令和2年9月23日第21号

北海道警察名誉師範の称号に関する訓令を次のように定める。

北海道警察名誉師範の称号に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、北海道警察名誉師範の称号に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名誉師範称号の授与)

第2条 北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、柔道、剣道又は逮捕術の指導及び普及振興に関し特に顕著な功績のあった者に対し、この訓令の定めるところにより、北海道警察名誉師範（以下「名誉師範」という。）の称号を授与することができる。

(委員会の設置)

第3条 名誉師範選考の適正を期するため、北海道警察本部（以下「警察本部」という。）に委員長及び委員で組織する北海道警察名誉師範選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は警務部長とし、委員には警察本部の各部長（警務部長を除く。）及び北海道警察学校長をもって充てる。

3 委員会は、第5条の規定により上申された者について、次条の基準に基づき審議し、選考するものとする。

4 委員長は、審議した結果を警察本部長に報告するものとする。

(選考の基準)

第4条 名誉師範の選考は、警察本部、北海道警察学校又は方面本部に勤務し、かつ、北海道警察の職員でなくなった者で、次の各号のいずれにも該当するもののうちから行うものとする。

(1) 人格、識見ともに優れ、一般の模範となると認められる者

(2) 柔道、剣道又は逮捕術の指導及び普及振興に関し特に顕著な功績があったと認められる者

(3) 警視に相当する技術職員であった者

(上申手続)

第5条 警察本部教養課長は、第4条に規定する名誉師範の選考基準に該当する者があると認めるときは、警察本部の警務課長及び監察官室長と協議の上、北海道警察名誉師範称号授与上申書（別記第1号様式）に履歴書及び在職中の身上、職務成績等に関する書類の写しを添えて委員会に上申するものとする。

(事務の処理)

第6条 名誉師範の称号の授与に関する事務は、警察本部教養課において処理するものとする。

(書状)

第7条 名誉師範の称号の授与は、書状（別記第2号様式）を交付して行うものとする。

(資格の喪失)

第8条 警察本部長は、名誉師範の称号を授与された者が、禁錮以上の刑に処せられたときは、その称号を喪失させ、名誉師範にふさわしくない言動又は非行のあったときは、

委員会の審議を経て、その称号を喪失させることができるものとする。

- 2 警察本部教養課長は、前項に該当する事案を認知したときは、警察本部の警務課長及び監察官室長と協議の上、関係資料を添えて委員長に報告するものとする。
- 3 前項の報告を受けた委員長は、委員会において審議し、その結果を警察本部長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、昭和42年7月1日から施行する。

附 則（昭和56年警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則（平成元年警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成元年12月27日から施行する。

附 則（平成5年警察本部訓令第10号）

- 1 この訓令は、平成5年10月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に改正前の訓令に基づき調整された様式用紙に残部のある場合は、当分の間使用することができる。

附 則（令和2年警察本部訓令第21号）

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

※ 別記様式は省略